

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 岩国市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3 %
全ての職員	65.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別および勤続年齢別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	111.6 %
本庁課長相当職	95.7 %
本庁課長補佐相当職	98.3 %
本庁係長相当職	96.6 %

(2) 勤続年齢別

勤続年齢	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0 %
31～35年	96.5 %
26～30年	93.9 %
21～25年	88.7 %
16～20年	90.3 %
11～15年	85.3 %
6～10年	92.0 %
1～5年	88.9 %

【説明欄】

【男女の給与に差異がある主な要因】

職員の給与は、条例等に基づき決定しており、制度上は職員の給与の男女の差異は生じないが、諸手当の受給状況及び男女の職員構成比等により差異が生じている。

＜任期の定めのない常勤職員＞

- ・扶養手当について、主たる扶養者となっている男性に対して支給している場合が多く、男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合が32.44%となっている。
- ・管理職手当支給対象者の割合が、男性では16.6%、女性では6.8%となっている。
- ・男性は時間外勤務や休日勤務の時間が長い傾向にあり、男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は、時間外勤務手当が83.42%、休日勤務手当が42.11%となっている。
- ・育児休業や育児部分休業について、女性がより多く利用しており、年間の育児休業平均取得日数は、男性1.2日、女性21.1日、育児部分休業の平均所得時間数は男性0.3時間、女性7.7時間となっている。

＜任期の定めのない常勤職員以外の職員＞

- ・給与額の高いフルタイム勤務職員の割合が、男性は14.8%（フルタイム勤務38人、短時間勤務218人）、女性は4.8%（フルタイム勤務38人、短時間勤務747人）である。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	17.8%

【説明欄】

令和6年度と比較すると、1.3%増加した。
令和7年度の男女別管理職登用比率（男女それぞれで職員数を母数としたときの管理職数の割合を算出）は、男性15.0%、女性4.4% となっている。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	9.1 %
本庁課長相当職	20.8 %
本庁課長補佐相当職	25.2 %
本庁係長相当職	36.8 %

【説明欄】

令和6年度と比較すると、本庁課長相当職、本庁課長補佐相当職においてそれぞれ2.5%、0.6%増加し、本庁部局長・次長相当職及び本庁係長相当職でそれぞれ2.7%、3.5%減少した。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	70.0%
女性	100.0%

(1) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	7.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%
3月超6月以下	21.4%	0.0%	0.0%	0.0%
6月超9月以下	7.1%	4.3%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	0.0%	34.8%	0.0%	100.0%
12月超24月以下	7.1%	34.8%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	26.1%	－	－

【説明欄】

男性職員における、1日以上の子育休の取得率は、令和5年度から半数以上であり、そのうち2週間以上の子育休を取得している職員の割合は、令和4年度0%、令和5年度57.1%、令和6年度88.9%、令和7年度85.7%と、全体として増加傾向にある。

また、6月を超えて子育休を取得する男性職員は、女性に比べて少ないものの、令和5～6年度は0%だったのに対し、令和7年度は14.2%と増加した。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間数を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.3 時間/月
内部部局等以外	5.9 時間/月

【説明欄】

市全体では平均して11.2時間/月である。
内部局では、総合政策部、総務部、産業振興部等で平均（15.3時間/月）を超える時間外勤務が発生した。